

調布市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、
令和 6 年度随時監査（学校監査）の結果を公表する。

令和 7 年 2 月 28 日

調布市監査委員 岩 倉 哲 二
調布市監査委員 小 山 敦
調布市監査委員 鈴 木 宗 貴

令和6年度随時監査（学校監査）結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による随時監査

第2 監査の対象

市立小中学校（10校）及び教育委員会事務局

(1) 小学校（8校）

調布市立 八雲台小学校

調布市立 滝坂小学校

調布市立 深大寺小学校

調布市立 上ノ原小学校

調布市立 若葉小学校

調布市立 緑ヶ丘小学校

調布市立 北ノ台小学校

調布市立 調和小学校

(2) 中学校（2校）

調布市立 神代中学校

調布市立 第四中学校

(3) 教育委員会事務局

教育部教育総務課，学務課及び指導室

第3 監査の実施期間

令和6年11月18日（月）から令和7年2月20日（木）まで

第4 監査の範囲

所管に係る令和5年度及び令和6年度に執行された財務その他の事務

第5 監査の着眼点及び実施内容

調布市監査基準に基づき，市立小中学校が所管する財務に関する事務その他の事務が法令に適合し，正確で，最少の経費で最大の効果を挙げるようにし，その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として，調査票，関係諸帳簿及び関係書類の照合，現地調査，関係職員からの事情聴取等，通常実施すべき監査手続を実施した。

第6 監査の結果

対象の事務は，上記のとおり監査した限りにおいて，法令に適合し正確に行われ，最少の経費で最大の効果を挙げ，組織及び運営の合理化に努めているものと概ね認められたが，一部に次のとおり留意を要する事項が見受けられたので，早急に改善措置を講じられたい。

(1) 理科室における薬品の管理状況について

次に掲げる不適切な事例が見受けられた。

ア 医薬用外毒物劇物危害防止規定に基づく薬品管理簿による在庫管理が適切に行われていないもの（八雲台小学校，深大寺小学校，第四中学校）

イ 医薬用外毒物劇物危害防止規定に基づく自己点検表が作成されていないもの（深大寺小

学校)

ウ 医薬用外毒物劇物危害防止規定に基づく貯蔵庫の位置及び立体図が作成されていないもの（滝坂小学校，深大寺小学校，北ノ台小学校）

医薬用外毒物劇物危害防止規定等に基づき，適正な薬品管理に努められたい。

(2) 校舎の避難器具（救助袋）の管理状況について

救助袋の操作範囲内に障害物があることにより，使用が困難になっているものが見受けられた。（北ノ台小学校）

災害発生時に備え，円滑かつ適正な救助袋の使用及び操作が可能となるような環境整備に努められたい。

(3) 現金等の管理状況について

校長交際費において，出納簿に収支の記載が漏れているものが見受けられた。（滝坂小学校）

調布市立小・中学校長交際費事務取扱要領等に基づき，適正な事務処理に努められたい。

(4) 学校徴収金について

次に掲げる不適切な事例が見受けられた。

ア 教材費及び校外学習費の出納簿の決裁を年度末に一括で行っているもの，請求書の日付の記入がないもの（八雲台小学校）

イ 支出承認書に校長の決裁印がないもの及び同承認書の支出金額等の訂正を行っているもの，請求書の日付の記入がないもの（滝坂小学校）

ウ 請求書の日付の記入がないもの，保護者宛の通知文書を決裁を経ずに発出しているもの，同通知文書の内容と実際の集金額が異なっているもの（深大寺小学校）

エ 支出承認書に決裁印及び決裁年月日の記入がないもの（上ノ原小学校）

オ 請求書及び納品書の日付の記入がないもの（北ノ台小学校）

カ 収入命令書の日付と出納簿の日付が一致していないもの，移動教室の残金の端数を寄附したにもかかわらず保護者に周知していないもの，教材費の請求額を誤って過少に支払い，後日，追加支給を行ったもの（神代中学校）

キ 教材を発注した教諭が請求書を受け取っていたにもかかわらず，会計担当教諭に渡していなかったため，支払に約9箇月を要したもの（第四中学校）

調布市立学校学校徴収金事務取扱要綱等に基づき，適正な事務処理に努められたい。

(5) 文書管理について

決裁済文書を教諭が自席で保管しているもの，文書の作成年度が混在しファイリングされているものが見受けられた。（八雲台小学校，北ノ台小学校，神代中学校，第四中学校）

調布市立学校文書取扱規程等に基づき，適正な文書管理に努められたい。

(6) 学校に対する指導等について

ア 補助金について

中学校部活動及び大会参加補助金の交付決定に際し，交付の条件を付していないものが見受けられた。（教育総務課）

調布市補助金等の執行に関する規則等に基づき，適正な事務処理に努められたい。

イ 文書管理について

ファイリングシステムによる適正な文書の保管及び文書の取扱が行われていない状況が見受けられた。（教育総務課）

調布市立学校文書取扱規程等に基づき、適正な文書管理の指導に努められたい。

ウ 所管例規について

給食費が無償化されているにもかかわらず、内容の見直しが行われていないものが見受けられた。（指導室）

規則等の定期的な見直しを励行し、適正な事務処理に努められたい。